

令和 8 年 1 0 月 3 0 日
県土整備部建設・不動産課
TEL 043-223-3299

災害復旧事業の早期実施に向けた指名競争入札の活用について

令和 8 年 6 月 3 日台風第 6 号、令和 8 年 6 月 2 7 日台風第 7 号・第 8 号、令和 8 年 8 月千葉豪雨、令和 8 年 9 月 6 日から 7 日にかけての大雨及び令和 8 年 9 月 2 1 日台風第 2 5 号より被災した施設の災害復旧事業（以下「本件災害復旧事業」という。）について、指名競争入札を活用することにより、入札・契約事務を迅速に行い、事業の早期着手及び早期復旧を図ります。

1 建設工事の入札に係る指名競争入札の適用範囲等

千葉県建設工事指名業者選定基準第 2 第 2 項の規定により、設計金額 1 億円未満の災害復旧に関する工事にあつては、指名競争入札を適用できるものとしていますが、今年度発生した災害については規模が大きく、また、復旧事業の数も多くなることから、災害復旧事業に係る工事のうち、設計金額 5 億円未満の工事については、指名競争入札を適用するものとします。具体的に、以下の災害による災害復旧事業の工事が対象です。

- ・令和 8 年 6 月 3 日台風第 6 号
- ・令和 8 年 6 月 2 7 日台風第 7 号・第 8 号
- ・令和 8 年 8 月千葉豪雨
- ・令和 8 年 9 月 6 日から 7 日にかけての大雨
- ・令和 8 年 9 月 2 1 日台風第 2 5 号

なお、指名業者の選定については、同基準の定めるところによるものとします。

また、設計金額 2 千万円以上の工事については、原則として総合評価方式を適用しているところ、本件災害復旧事業に係る指名競争入札については、総合評価方式を適用しません。

2 実施時期

上記 1 の取扱いは、令和 8 年 1 1 月 2 日以降に指名通知を行う本件災害復旧事業における工事の入札に適用します。

(参考)

○今回の取り組みにより期待される効果

- ・発注手続きの迅速化

指名競争入札の適用により、一般競争入札の場合に2.5か月程度かかっていた入札・契約事務に要する日数について、1か月程度に期間が短縮されます。

○総合評価方式・・・

県が発注する建設工事に関して価格と価格以外の要素（品質など）を総合的に評価して落札者を決定する方式。